

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

当社は、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で、会場の座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主の皆様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を事前行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年11月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年11月25日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第29期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、上記のインターネット上に掲載されている内容も含まれております。

当社ウェブサイト <https://www.npcgroup.net/ir/stock-information/shareholders-mtg>

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト上に修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年11月25日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)により議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年11月24日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットにより議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年11月24日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社〇〇〇〇 御中 議決権の数 股

2021年〇月〇日

議案	賛	否
第1号	賛	否
第2号	賛	否
第3号	賛	否

株式会社〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

「議決権行使書はイメージです」

※なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

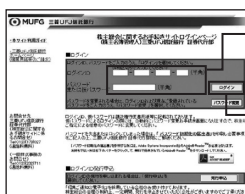
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

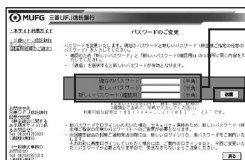
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「操作画面はイメージです」

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、製造業等で設備投資や企業収益に持ち直しの動きが見られたものの、緊急事態宣言が複数回発出され、経済活動が制限される時期もあるなど、依然として厳しい状況にあります。また、世界経済においても、ワクチン接種が進展する一方で、新型コロナウイルス変異株の感染が拡大し、先行きの不透明な状況が続いております。

当社の装置関連事業が主な対象とする、米国太陽電池関連市場については、州や企業による再生可能エネルギー導入が活発であることや、バイデン政権の政策の後押しにより順調に成長しており、前年を上回る太陽光発電設備の新規設置が予測されています。太陽電池製造装置以外のF A装置に関しては、日本国内では電子部品業界など、好調な業界を中心に設備投資の継続が見込まれています。また、米国では、日系自動車関連企業を中心に、現地で製造や改造に対応できる日本のF A装置メーカーへの需要が存在しています。

当社の環境関連事業が属する太陽光発電業界におきましては、日本政府が温暖化ガス排出量削減目標を強化したことで、比較的短期間に設置できる再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置が増加する見込みです。また、将来的なパネルの大量排出を見据え、世界的に排出パネルのリユース及び適正なりサイクルの方法や処理体制の整備の必要性が増していますが、特に欧州ではパネルの排出量が既に増えており、パネル解体装置のニーズが増加しています。

このような状況下、当連結会計年度の売上高は5,217,273千円(前期比2,720,823千円の減収)となり、やや予定を下回りました。一方で、利益面においては、原価低減によって利益率が改善し、営業利益は691,103千円(前期比188,612千円の減益)、経常利益は670,398千円(前期比214,461千円の減益)となり、予定を上回りました。また、米国における法人税を計上し、繰延税金資産の一部を取り崩しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は411,162千円(前期比337,860千円の減益)となり、予定を上回りました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

イ. 装置関連事業

装置関連事業におきましては、主要顧客である米国太陽電池メーカーに装置の改造や増設を行なったほか、その他の米国太陽電池メーカーに向けて太陽電池製造装置を売上計上しました。また、国内電子部品業界を中心にF A装置を売上計上しましたが、海外向けF A装置の一部案件において、顧客都合によるスケジュール変更があったこと等により、売上高は4,905,402千円(前期比2,579,620千円の減収)となり、やや予定を下回りました。一方で、原価低減により利益率が向上し、営業利益は1,250,599千円(前期比35,682千円の減益)となり、予定を上回りました。

ロ. 環境関連事業

環境関連事業におきましては、太陽光発電所の検査サービスの売上を予定通り計上したほか、パネルのリユース販売、リサイクル処理、パネル解体装置の提供、植物工場ビジネスによる売上がありました。この結果、売上高は311,870千円(前期比141,202千円の減収)、営業利益は29,645千円(前期比113,597千円の減益)となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2018年 8 月期)	第 27 期 (2019年 8 月期)	第 28 期 (2020年 8 月期)	第 29 期 (当連結会計年度 (2021年 8 月期))
売上高 (千円)	6,444,100	6,878,773	7,938,097	5,217,273
営業利益 (千円)	506,460	686,961	879,716	691,103
経常利益 (千円)	458,264	659,146	884,860	670,398
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	410,612	680,830	749,022	411,162
1株当たり当期純利益 (円)	18.62	30.87	34.10	18.76
総資産 (千円)	8,059,073	7,922,300	10,104,606	8,846,387
純資産 (千円)	5,785,897	6,420,834	7,044,045	7,383,674
1株当たり純資産 (円)	262.38	291.17	320.81	336.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2018年 8 月期)	第 27 期 (2019年 8 月期)	第 28 期 (2020年 8 月期)	第 29 期 (当事業年度 (2021年 8 月期))
売上高 (千円)	6,433,309	6,803,273	7,887,115	5,134,283
営業利益 (千円)	478,651	625,376	815,496	661,220
経常利益 (千円)	435,164	596,144	804,784	644,694
当期純利益 (千円)	392,850	628,720	684,675	395,426
1株当たり当期純利益 (円)	17.81	28.51	31.17	18.04
総資産 (千円)	7,916,640	7,743,457	9,874,909	8,559,383
純資産 (千円)	5,662,052	6,246,669	6,813,875	7,126,152
1株当たり純資産 (円)	256.76	283.27	310.33	325.14

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NPC America Automation Inc.	7,979千円 (70千USD)	100%	FA装置の設計・製造・販売・保守サービス

(注) 2021年4月1日付で、NPC America CorporationからNPC America Automation Inc.に商号変更いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、環境及び持続可能な社会の実現を意識しながら、既存の事業を強化・拡大し、かつ、新たな事業に積極的に取り組むことにより、安定した業績を維持し、成長することのできる企業を目指しております。この方針の下、それぞれの事業において以下のとおり対処すべき課題を定めております。

① 装置関連事業

装置関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽電池製造装置及びF A装置であります。

太陽電池製造装置については、米国の太陽電池メーカーである主要顧客が2022年から2023年に予定している米国及びインドの新工場に対して、顧客の要望に応じた装置とサービスを提供してまいります。また、同社の各工場へ既に納入した装置も含めて、納入後のサポートや改造に対応し、継続的なビジネスを積み上げてまいります。このほか、住宅用太陽光パネルや、衛星用パネルなど、特殊用途の太陽電池を製造する太陽電池メーカーへ、当社が得意とするハイエンド装置の提供を行なってまいります。

太陽電池業界以外のF A装置については、国内では、電子部品業界等を中心として継続的に装置を提供してまいります。また、米国ミシガン州に新たに設置した拠点をもとに、当社の米国における実績と、現地に製造拠点を持つ数少ない日本のF A装置メーカーとしての強みを活かし、日系自動車関連企業を主なターゲットとして事業の拡大を図ってまいります。

② 環境関連事業

環境関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽光発電所の検査サービス、太陽光パネルのリユース・リサイクル、パネル解体装置、植物工場ビジネスであります。

太陽光発電所の検査サービスについては、パートナー企業のネットワークを更に増やし、市場のニーズに合った検査メニューを提案することで、安定的かつ継続的な業績を目指してまいります。

太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、日本では、使用済みパネルの大量排出が2030年頃から見込まれておりますが、当面は自然災害により被害を受けたパネルの排出が主になります。当社は、業界でのネットワーク拡大や保険会社との連携により、排出パネルをいち早く回収し、使用できるパネルはリユースに、使用できないパネルはリサイクルや産業廃棄物としての適正な処理をすることによって、持続可能かつ安定的な事業体制を構築してまいります。

パネル解体装置については、欧州では日本より早く固定価格買取制度が開始されたため、パネルの排出量が既に増えております。また環境意識も高いことから、リサイクルのニーズが高まっており、フランスの産業廃棄物業者から解体装置の海外案件として初めての受注を獲得しました。これを皮切りに、欧州をはじめとする海外諸地域に向けてパネル解体装置を提供してまいります。

植物工場ビジネスについては、気候変動による植物栽培への影響が増加していることを背景に、安心・安全な野菜の安定供給が求められていることから、2021年3月より生産・販売を開始しました。地元である愛媛県内で地産地消の食品として評価を受け、安定的な販売先を確保し、既にフル生産体制に達しております。今後は、販売先の拡大、P B商品の受託、栽培品目の追加を行ない、増産により黒字化を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容(2021年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	主に米国を中心とした太陽電池メーカーに対して、高性能な太陽電池を製造するための製造装置を提供しております。
	FA装置	国内の電子部品業界、米国の日系自動車関連企業等、太陽電池以外のさまざまな業界に対して、FA装置を提供しております。
環境関連事業	太陽光発電所の検査サービス	全国の大規模太陽光発電所を中心に現地での検査サービスとして使用前自主検査(竣工前検査)や定期検査等を実施しております。また、太陽光パネルの検査機器も提供しております。
	太陽光パネルのリユース・リサイクル	太陽光発電所等から排出され、再利用可能と判断したパネルをリユース品として国内外に販売しております。 松山工場では自社の解体装置を用いて太陽光パネルの中間処理を行っております。
	太陽光パネル解体装置	当社独自技術である「ホットナイフ分離法」を搭載した太陽光パネルの解体装置を国内外の産業廃棄物業者に提供しております。
	植物工場ビジネス	人工光植物工場で栽培した野菜を、食品加工場やスーパー等に提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場(2021年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Automation Inc.	米国・ミシガン州

(7) **従業員の状況**(2021年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	100(14)名	1名減(12名減)
環境関連事業	15(4)名	2名増(4名増)
全社(共通)	40(6)名	1名減(増減なし)
合計	155(24)名	増減なし(8名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151(23)名	1名減(8名減)	39.6歳	10.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**(2021年8月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社の連結子会社であるNPC America Corporation は、2021年4月1日付でNPC America Automation Inc. に商号変更の上、所在地を米国・ニュージャージー州から米国・ミシガン州へ変更いたしました。

2. 株式の状況(2021年8月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,052,426株 |
| (3) 株主数 | 15,278名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	1,621,000株	7.40%
伊 藤 雅 文	1,317,620株	6.01%
隣 良 郎	1,096,640株	5.00%
株 式 会 社 S B I 証 券	692,410株	3.16%
楽 天 証 券 株 式 会 社	454,800株	2.08%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	398,300株	1.82%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	320,000株	1.46%
廣 澤 一 夫	210,271株	0.96%
原 田 信 子	185,400株	0.85%
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	181,340株	0.83%

(注) 持株比率は自己株式(135,348株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く。)	24,963株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) **その他株式に関する重要な事項**

2020年10月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- イ. 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ロ. 取得した株式の総数 129,700株
- ハ. 取得価額 49,997,300円
- ニ. 取得日 2020年10月19日
- ホ. 取得理由 当社取締役に対して交付する特定譲渡制限付株式への充当、当社役職員に対するインセンティブプランへの充当及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行のため

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤雅文	
専務取締役	廣澤一夫	管理本部長
常務取締役	矢内利幸	事業本部長
取締役	寺田健治	
取締役	平町聡	
常勤監査役	世羅靖久	
監査役	柿本輝明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監査役	新保博之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏、取締役平町聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役寺田健治氏、取締役平町聡氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、当社の監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております(株主代表訴訟を含む)。なお、補填する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的発展を担う人材を確保し適切に報奨することができる制度であり、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し株主利益と共有を図る報酬体系とすることを基本方針とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月支給する固定報酬とし、当該取締役の役位、職責、役割貢献度に応じて社会的な水準及び経営内容、従業員給与等との均衡等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。取締役の報酬限度額は2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において決議された年額200百万円以内とする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株主との一層の価値共有を進め、中長期的な業績向上や企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式報酬を付与する。報酬限度額は2019年11月28日開催の第27期定時株主総会において決議された年額40百万円以内、かつ150千株以内とする。譲渡制限付株式報酬については、前年度の業績等における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で付与時の株価を基に取締役会において決定する。譲渡制限付株式報酬は在任期間を通しての成果に対する報酬との考えから、任期満了、その他取締役会が正当と認めた事由により退任した場合に譲渡制限を解除する。社外取締役に対しては経営の監督機能を十分に機能させるため譲渡制限付株式報酬は支給しない。

ニ. 基本報酬及び非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)の割合決定に関する方針

基本報酬は固定報酬(金銭報酬)として一定水準と安定性を重視しており、このことを基本としつつ、基本報酬に対する非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)の構成割合は最大3割程度となるよう設定する。また、報酬額の客観性・妥当性を確保するために当社と同規模かつ同業種である他企業における構成割合との比較・検証を行ない設定する。

ホ. 報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

基本報酬は每期株主総会後に開催される取締役会にて一任された代表取締役

社長が決定し、決定された基本報酬は翌月から金銭報酬として支給する。非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)は每期株主総会の翌月に開催される取締役会にて決定し、その翌月に特定譲渡制限付株式として当社普通株式を割り当てる。

へ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の報酬額の決定については取締役会の決議により代表取締役社長伊藤雅文が委任を受けるものとし、委任された代表取締役社長伊藤雅文は当社全体の業績を俯瞰し、各取締役に対し基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に従い報酬額を決定する。なお、代表取締役社長に委任した理由は、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行なうに最も適しており、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためです。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	111,298千円 (4,800千円)	93,600千円 (4,800千円)	17,698千円 (-)	5名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,800千円 (3,600千円)	10,800千円 (3,600千円)	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	122,098千円 (8,400千円)	104,400千円 (8,400千円)	17,698千円 (-)	8名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(社外取締役はおりません。)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年11月28日開催の第27期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額40,000千円以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は3名です。
2. 監査役報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 取締役 寺田健治
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、適宜発言を行っております。なお、製造業における豊富な経験・知見を当社事業に活用することを期待され選任されており、取締役及び幹部社員との面談を通じて様々なアドバイスを実施しており、期待される役割を果たしております。
 - ・ 取締役 平町 聡
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、適宜発言を行っております。なお、企業経営における豊富な経験・知見を当社事業に活用することを期待され選任されており、取締役及び幹部社員との面談を通じて様々なアドバイスを実施しており、期待される役割を果たしております。
 - ・ 監査役 柿本輝明
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、特に当社のガバナンス並びにコンプライアンスに関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
 - ・ 監査役 新保博之
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、特に経理並びに財務状況に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	30,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬1,500千円があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,971,621	流動負債	1,418,406
現金及び預金	3,326,108	買掛金	87,420
受取手形及び売掛金	850,289	電子記録債務	397,141
電子記録債権	130,464	未払法人税等	51,280
仕掛品	542,548	前受金	384,714
原材料及び貯蔵品	5,150	賞与引当金	95,660
その他	117,058	製品保証引当金	237,605
固定資産	3,874,766	受注損失引当金	24,882
有形固定資産	3,671,608	その他	139,702
建物及び構築物	1,970,597	固定負債	44,306
機械及び装置	78,362	退職給付に係る負債	44,306
土地	1,548,050	負債合計	1,462,713
その他	72,197	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,400	株主資本	7,352,600
無形固定資産	117,488	資本金	2,812,461
その他	117,488	資本剰余金	2,743,133
投資その他の資産	85,669	利益剰余金	1,850,776
繰延税金資産	27,968	自己株式	△53,772
その他	57,700	その他の包括利益累計額	31,074
資産合計	8,846,387	為替換算調整勘定	31,074
		純資産合計	7,383,674
		負債純資産合計	8,846,387

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,217,273
売上原価	3,559,800
売上総利益	1,657,473
販売費及び一般管理費	966,369
営業利益	691,103
営業外収益	
受取利息	69
還付加算金	323
スクラップ売却益	1,808
受取事務手数料	440
その他	721
営業外費用	
為替差損	3,741
支払手数料	14,190
固定資産撤去費用	5,600
その他	536
経常利益	670,398
税金等調整前当期純利益	670,398
法人税、住民税及び事業税	133,098
過年度法人税等	70,216
法人税等調整額	55,921
当期純利益	411,162
親会社株主に帰属する当期純利益	411,162

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,668,983	流動負債	1,388,924
現金及び預金	3,180,104	買掛金	84,326
受取手形及び売掛金	704,615	電子記録債務	397,141
電子記録債権	130,464	未払金	76,653
仕掛品	542,548	未払費用	73,751
原材料及び貯蔵品	3,813	未払法人税等	51,280
前払費用	40,233	前受金	332,337
未収消費税	39,521	預り金	11,809
その他	27,681	賞与引当金	95,660
固定資産	3,890,400	製品保証引当金	237,605
有形固定資産	3,671,608	受注損失引当金	24,882
建築物	1,970,198	その他	3,477
構築物	399	固定負債	44,306
機械及び装置	78,362	退職給付引当金	44,306
車輛運搬具	8,162	負債合計	1,433,231
工具、器具及び備品	64,035	(純資産の部)	
土地	1,548,050	株主資本	7,126,152
建設仮勘定	2,400	資本金	2,812,461
無形固定資産	117,488	資本剰余金	2,743,133
特許権	533	資本準備金	2,734,875
ソフトウェア	116,954	その他資本剰余金	8,257
投資その他の資産	101,303	利益剰余金	1,624,328
関係会社株式	23,188	その他利益剰余金	1,624,328
出資金	10	固定資産圧縮積立金	22,487
繰延税金資産	31,222	別途積立金	30,635
保険積立金	22,211	繰越利益剰余金	1,571,205
その他	24,671	自己株式	△53,772
資産合計	8,559,383	純資産合計	7,126,152
		負債純資産合計	8,559,383

損 益 計 算 書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,134,283
売 上 原 価		3,532,938
売 上 総 利 益		1,601,345
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		940,124
営 業 利 益		661,220
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
為 替 差 益	493	
還 付 加 算 金	323	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,808	
受 取 事 務 手 数 料	440	
そ の 他	713	3,801
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	14,190	
固 定 資 産 撤 去 費 用	5,600	
そ の 他	536	20,326
経 常 利 益		644,694
税 引 前 当 期 純 利 益		644,694
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	124,303	
過 年 度 法 人 税 等	70,216	
法 人 税 等 調 整 額	54,748	249,268
当 期 純 利 益		395,426

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月26日

株式会社エヌ・ピー・シー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山川 幸康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2020年9月1日から2021年8月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月28日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 世羅 靖久 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な利益配分の継続を目指すとともに、財務体質の強化を図り、将来の利益拡大のための設備投資や研究開発等に必要な内部留保の充実に努めており、各期の経営成績及び財務状況等を総合的に勘案した上で配当することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当社の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金2.0円
配当総額 43,834,156円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年11月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって常勤監査役の世羅靖久は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
せらやすひさ 世羅靖久 (1956年1月11日生)	1978年4月	カネボウ化粧品販売(株) (現(株)カネボウ化粧品) 入社	—
	2015年3月	(株)サティス製薬 常勤監査役	
	2017年1月	当社入社 総務部 総務・法務グループ	
	2017年11月	当社常勤監査役 (現任)	
選任理由 世羅靖久氏は2017年11月から常勤監査役として、化粧品メーカーで培った幅広い経験に基づく豊富な知見をもって当社経営の監視・監督をしてきました。かかる実績をふまえ、引き続き当社監査役として適任と判断いたしました。			

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要について

当社は世羅靖久氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、当該契約を継続いたします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、世羅靖久氏を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。本総会において同氏が再任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、監査継続年数が長期化していることから、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性について複数の監査法人と比較検討を行なった結果、新たな会計監査人として監査法人東海会計社を選任するものであります。

また、監査役会が監査法人東海会計社を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することで新たな視点での監査が期待できること、また、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制を有していること等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年7月1日現在)

名 称	監査法人 東海会計社		
事 務 所	<主たる事務所> 愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号 金山総合ビル5階 <その他の事務所> 東京事務所 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル12階		
沿 革	1991年7月 設立 1994年8月 創和監査法人と合併		
概 要	出資金	34百万円	
	構成人員	代表社員（公認会計士）	17名
		公認会計士（非常勤）	82名
		その他の職員	3名
		合 計	102名
監査証明業務を行っている会社	121社		

以 上

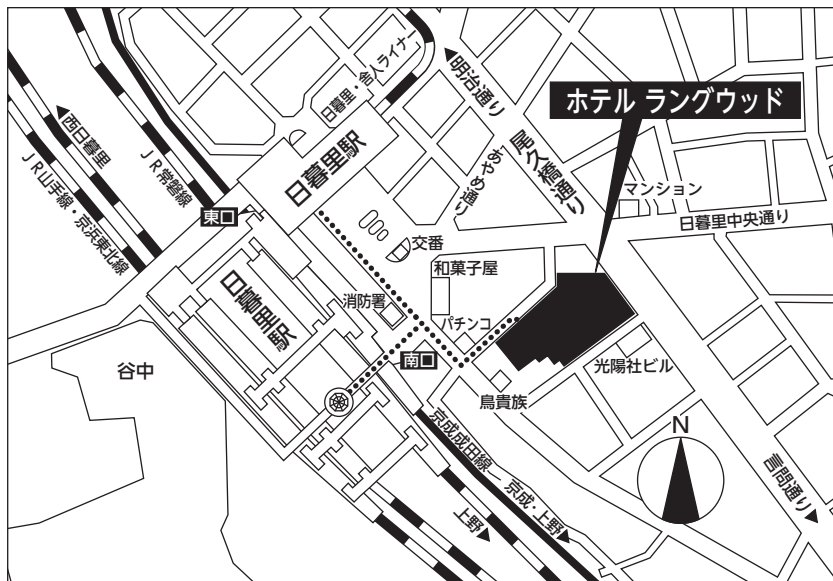
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<本総会についてのご案内>

本総会におけるお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。